



事 務 連 絡 令和2年7月13日

各 保健所設置市長 特別区長

御中

厚生労働省医薬·生活衛生局 監 視 指 導 ·麻 薬 対 策 課

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について(通知)」の訂正について

令和2年7月8日付け医薬・生活衛生局長通知「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について (通知)」(薬生発第0708第5号)について、下記のとおり誤りがありましたので、別紙に差し替え訂正方よろしくお願いいたします。

記

正

第1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号)第3条第7項の規定に基づき、2物質を附表Iに、また向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき、8物質を付表IIに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

(略)

詚

第1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号)第3条第7項の規定に基づき、2物質を附表Iに、また向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき、9物質を付表IIに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

(略)